

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	中根 洋治 (なかね ようじ)
○学位の種類	博士 (工学)
○授与番号	乙 第 504 号
○授与年月日	2011 年 7 月 15 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 2 項 学位規則第 4 条第 2 項
○学位論文の題名	古道・旧河道の歴史的変遷およびその活用に関する研究
○審査委員	(主査) 早川 清 (立命館大学総合理工学研究機構特別任用教授) 及川 清昭 (立命館大学理工学部教授) 里深 好文 (立命館大学理工学部教授) 松井 保 (立命館大学理工学部客員教授)

<論文の内容の要旨>

本論文は土木史の研究であり、この成果が現代社会の災害防止に役立つとする研究である。

既調査によれば、中世以前から使われた山間部の古道は主に尾根を利用している。したがって、第 2 章では、静岡県秋葉山から北方に連なるわが国の典型的な尾根の古道を調査対象とした。第 3 章では、尾根を通るその他の古道には盛土部が所々にあり、その法面が現在の基準より急勾配であることに注目して考察をした。また、第 4 章では、長期間使われた尾根の古道は安定しているので、災害時の活用法について提案した。

一方、愛知県内の旧河道に関しては、木曾川流域については過去に調べられているが、第 5 章で改めて調査をした。矢作川については、概要図があっても詳しく論じられていないので、この川の生い立ちを述べている。豊川流域についても、現河道から遠い農地の中に巨大な堤防が残されていることから調査をした。第 6 章では、更新世の旧河道について、岐阜県山県市の地元には大河川が北西に流れていたという伝説があり、この真偽を確認するために調査・検討・考察をした。その他に更新世からとする岐阜県にある複数の旧河道についても調査した。

本論文では、古道・旧河道の変遷を詳しく調査することによって、尾根を通る古道が盛土部において急勾配の法面を有すると共に、大災害時に利用が可能なことを指摘した。また、旧河道の変遷を知ることによって、宅地をはじめとする利用が成されつつある沖積低地の水害・震災などの災害対策に活用できることを指摘した。

<論文審査の結果の要旨>

本論文では、中世以前まで遡る古道や旧河道の変遷を調査し、その結果から水害・震災などの災害対策との関わりを詳細に考察した。

災害は、数世代前からのくり返しでやってくる場合が多い。災害に対する住民の多くは、過去に襲った水害・震災・台風などの被害状況を忘れがちである。また、長い期間の中で幾度となく地震情報をはじめとする災害情報が流され、何事もない回数が重なる中に住民の反応が遅くなる傾向がある。

本論文では、現代における山間部の河川沿いの道路や鉄道が災害により通行止めになった場合、尾根の古道が避難・連絡・救助などに使用可能な場合があることを、事例を挙げて述べた。すなわち、古道が災害時に利用される可能性を明確に指摘したことは、高く評価できる。

また、愛知県と岐阜県に亘る旧河道の変遷を 10 万年前まで遡って調査している。旧河道は、沖積平野の中でも低地や軟弱地盤に多いので、水害や震災を受けやすい。近年では、山間部の人口が減り平野部へ進出する傾向にある。平野部の良好な宅地は既に利用されている所が多いので、後から進出する人達は旧河道をはじめとする低湿地にも順次宅地化を求めている。低湿地の農地は作業性が悪いので、土地所有者は比較的容易に手放す傾向にある。このような背景のために、近年では沖積平野の旧河道へ個人住宅や住宅団地が建築される現象が増えている。本論文で指摘した旧河道の宅地化に対する災害対策は、現代において極めて重要な内容であり高く評価される。

本論文の審査に関して、2011 年 5 月 10 日（火）16 時 30 分～17 時 40 分イーストウイング 2F 第 3 会議室において公聴会を開催し、申請者による論文要旨の説明の後、審査委員は学位申請者中根洋治氏に対する口頭試問を行った。各審査委員および公聴会参加者より、古道の成立過程、水害対策、地震対策などの質問がなされたが、いずれの質問に対しても申請者の回答は適切なものであった。よって、以上の論文審査と公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士の学位に値する論文であると判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本学学位規程第 24 条の 3 に基づき、学力確認のために専門科目 3 科目（河川防災工学 1 問、土木史 2 問）および外国語（英語）の試験を行った。試験結果を主査、副査で検討した結果、本学大学院博士課程後期課程修了者と同等以上の学力を有することが確認された。

以上の諸点を総合し、本学学位規程第 18 条第 2 項に基づき本論文提出者に対し、「博士（工学 立命館大学）」の学位を授与することを適当と判断した。